

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、経営理念として「お客様第一義を基本に、サードパーティ・ロジスティクス業界のNo.1企業を目指し、同志の幸福と豊かな社会づくりに貢献する」を掲げ、お客様や地域社会をはじめとするステークホルダーと共に発展していくことを目指します。経営理念の実現のためには、ステークホルダーに対する経営の透明性及び効率性を確保し、コンプライアンス経営の遂行と企業倫理に基づく事業活動を行っていくことが必要であります。そのため、当社は経営の透明性を図り、経営監視機能を発揮できるコーポレートガバナンス体制を構築し、確立するとともに、基本方針として、コーポレートガバナンス・ガイドラインを定め、実効的なコーポレートガバナンスを追求いたします。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

#### 【補充原則1-2-3】

当社は、株主総会は株主との対話の場であるとの観点から、より多くの株主が株主総会に出席できる日程への配慮を行うべきであると認識し、株主総会の集中日を避けた開催日等を検討しております。しかしながら、現状において適正な財務報告と監査のための十分な時間を確保するためには、株主総会の早期開催は困難であると考えております。将来的には、株主総会の集中日を避けた早期開催ができるよう取り組んでまいります。

#### 【補充原則4-1-3】

現在、取締役会において最高経営責任者等の後継者計画についての監督は行っておりませんが、重要な経営課題のひとつと認識しており、今後、十分な時間をかけてCEOに相応しい資質を有する人材を選定する仕組みを構築し、適切な計画の立案及び育成が行われていくよう努めてまいります。

#### 【補充原則4-3-2、4-3-3】

現在、取締役会におけるCEOの選任・解任についての明確な手続きはありませんが、客観性・適時性・透明性を担保するために、CEOに相応しい資質を有する人材を選定する仕組みの構築を進めてまいります。

#### 【補充原則4-10-1】

当社の独立社外取締役は、現時点で2名となっております。現在、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会等を設置しておりませんが、独立社外取締役は、取締役会において当社の重要事項等を決定する際、適切な関与・助言を行っております。今後、取締役会の機能の独立性や客観性等を更に強化していくため、指名委員会や報酬委員会等の独立した諮問委員会の設置も視野に入れ、より一層の関与・助言できる仕組みを検討してまいります。

#### 【原則4-11】

取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実効的に果たすための専門知識・経験・能力等の全体的なバランスや多様性を考慮した構成としておりますが、ジェンダーや国際性という点については課題があることを認識しております。今後、ジェンダーや国際性の面を含めた適任者の選任について検討してまいります。

#### 【原則5-2】

当社は、中期経営計画を策定しておりますが、資本コストに基づいた事業ポートフォリオの見直しや経営資源の配分については不十分であると認識しております。今後につきましては、資本コストを踏まえた経営の目標設定などについて検討し、取り組んでまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

#### 【原則1-4】

##### ・政策保有株式に関する方針

当社は持続的な成長と中長期的な事業戦略の実現、取引先との円滑な事業推進を図るため、当社の企業価値向上に必要な場合や保有意義が認められると判断した株式について取得・保有しています。毎年、取締役会において個別銘柄ごとの検証のもと、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については縮減を図っております。

事業戦略上保有している株式を含め、上場会社株式は個別銘柄ごとに取得・保有の意義や、保有に伴う便益やリスク及び当社の追求する利益率(資本コストを下限)に見合っているかを毎年、取締役会において検証し、アライアンス効果や検証結果が基準を下回った保有先とは採算改善交渉等を行い、改善が困難と判断される場合には保有株式を縮減することとしております。

##### ・議決権行使方針及び基準

政策保有株式の議決権行使については、株主価値の毀損につながるか否か及び当社への影響等を基準として判断しております。また、それを踏まえた「議決権行使基準」を設け、個別具体的な議案に照らし合わせて適切に行使用いたします。

##### ・政策保有株主から売却等の意向を示された場合の対応方針

当社の株式を政策保有株式として保有する会社から売却等の意向が示された場合、取引の縮減を示唆する等の意向を妨げる事は行わず、適切に対応を行ってまいります。

#### 【原則1-7】

当社は、取締役の競業取引及び利益相反取引について、取引前に取締役会の承認を受けるとともに、取引後には取締役会へその結果を報告することとしております。また、関連当事者との取引を行う場合には、重要性に応じて取締役会の決議事項としており、取引の必要性や妥当性を勘

案し、株主や会社の利益を害することのないよう審議の上、決定いたします。

【原則2 - 6】

当社は、企業年金の運用に当たる適切な資質をもった人材を委員として構成される年金資産運用委員会を設置しております。年金資産運用委員会では、運用委託会社の選定、資産配分等に関する事項や運用委託会社の資産構成に関する事項、運用結果、評価に関する事項、運用の基本方針に関する事項等の審議・検討を行っております。

【原則3 - 1】

(1) 経営理念等や経営戦略、経営計画

当社は、経営理念として「お客様第一義を基本に、サードパーティ・ロジスティクス業界のNo.1企業を目指し、同志の幸福と豊かな社会づくりに貢献する」を掲げ、お客様や地域社会をはじめとするステークホルダーと共に発展していくことを目指しております。この経営理念に基づき経営戦略等を作成し、ホームページ等で適宜これを公表しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載しておりますのでご参照ください。

(3) 取締役報酬決定の方針と手続

当社の取締役報酬は、業績、個人の貢献度等を総合的に勘案し、取締役会によって決定しております。

(4) 取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者の指名につきましては、会社経営及び事業推進に関する豊富な経験と幅広い知見を有し、当社が抱える課題の本質を把握し、経営体制の強化を図る能力を有する人物かを考慮し、総合的に検討しております。

監査役候補者の指名につきましては、財務・会計に関する知見、当社事業全般に関する理解、企業経営に関する多様な視点を有している人物かを考慮し、総合的に検討しております。

社外取締役候補者及び社外監査役候補者の指名につきましては、会社法に定める社外性要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に加え、豊富な経験と高い見識を有している人物かを考慮し、総合的に検討しております。

これらの方針に基づいて、取締役会にて審議し、指名しております。なお、方針に満たない場合及び役員(取締役及び監査役)としての職務の執行を委ねるに値しない事情が生じた場合には、役員候補者として指名せず、また、役員としての役職を解任します。

(5) 取締役・監査役候補者の個々の選任・指名についての説明

取締役の候補者及び経歴等につきましては、株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則4 - 1 - 1】

取締役会においては、法令及び定款で定められた事項を決議するほか、重要事項と位置付けるものについて、取締役会規程に定め決議を行うこととしております。取締役会の決議事項以外の業務執行の決定につきましては、職務権限規程により取締役会から執行役員等の経営陣に対して適切に権限委譲を行うことにより、意思決定の迅速化を図っております。

【原則4 - 9】

当社では、独立社外取締役の要件として、会社法に定める社外性要件及び東京証券取引所が定める独立性基準を充たし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者であること、また、取締役会等において率直で活発な意見提示ができ、かつ当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる者であることとしております。

取締役会においては、この基準を考慮し、独立社外取締役候補者の選定を行っております。

【補充原則4 - 11 - 1】

取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実効的に果たすための専門知識・経験・能力等の全体的なバランスや多様性を考慮した構成としております。また、取締役会における取締役の員数は、定款において13名以内としており、その範囲内において取締役会全体の構成を考慮した上、取締役会で取締役候補者を選任しております。

【補充原則4 - 11 - 2】

当社は、取締役及び監査役が役割・責務を適切に果たすことができるようにするため、役員等を兼任する場合は、合理的な範囲内となるよう配慮しております。なお、当社の取締役及び監査役の兼職状況につきましては、毎年、株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社は、社外取締役を含む全ての取締役及び監査役に対し、「コーポレートガバナンス・コード」に基づく取締役会の実効性に関する評価の主旨を説明の上、取締役会の構成・運営方法・審議内容・支援体制・その他取締役会に関する事項の5項目に係る質問票(5段階評価及び多肢選択式)を配布し、無記名方式によりアンケートを実施し、その回答結果を集計し、当社取締役会の実効性について分析・評価を行いました。

その結果、当社取締役会については、社外取締役を含めた役員すべてにおいて自由闊達な意見交換ができており、概ね実効性が確保されているとの評価結果となりました。一方で、取締役会構成員のダイバーシティの検討、後継者育成及び役員報酬並びに経営陣の選解任に関する議論の充実、取締役会の議案説明資料の早期提供と的確な判断のための情報の充実などの課題があることを確認いたしました。

以上の評価結果を踏まえ、より一層充実したコーポレートガバナンス体制を強化してまいります。また、取締役会の実効性の評価につきましては、今後も定期的の実施してまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】

当社は、取締役及び監査役が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、常に必要な知識の習得や更新に努めるよう、情報を提供し職務執行を支援しております。また、取締役及び監査役が求められる役割や責務を果たすために必要な知識・情報を取得するため、年2回定期的に役員研修会を実施しております。

【補充原則5 - 1】

当社は、株主との建設的な対話を促進するため、株主との対話を統括する役員としてIR担当取締役を指定し、代表取締役をはじめとする経営陣幹部による対話等を中心に推進することとしております。また、投資家訪問、電話取材等のIR取材、機関投資家・アナリストを対象とした半期ごとの決算説明会、海外IR活動、個人投資家説明会、スモールミーティング、当社物流センターの見学会等を積極的に実施し、当社の成長戦略等の理解を深めて頂くよう取り組むこととしております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

## 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社WASAMI	10,800,000	33.61
和佐見 勝	8,271,320	25.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,503,700	4.68
株式会社マツモトキヨシホールディングス	1,026,200	3.19
丸和運輸機関社員持株会	933,788	2.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	689,900	2.15
トーヨーカネツソリューションズ株式会社	544,600	1.69
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02	544,200	1.69
株式会社ダスキン	400,000	1.24
株式会社埼玉りそな銀行	321,800	1.00

支配株主(親会社を除く)の有無	和佐見 勝
親会社の有無	なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引に際しては、法令や社内規程に基づき、また必要に応じて取締役会の決議を経たうえで行うとともに、監査役会や監査室が監査を行うことにより、適正な取引が行われているかを監視します。

なお、将来において取引を行う可能性が生じた場合は、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取引内容及び条件の妥当性について、取締役会等の社内意思決定機関において審議・決定し、少数株主を害することのないよう適切に対応してまいります。

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
廣瀬 権	その他													
山川 征夫	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
廣瀬 権			廣瀬権氏は、警視庁副総監をはじめ要職を歴任され豊富な経験と幅広い見識を有しており、その専門的な経験と見識を当社経営体制の強化に活かして頂けるものと判断し、社外取締役として選任しております。 同氏は、当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

山川 征夫		山川征夫氏は、大手銀行や大手小売業の役員などを経験し、豊富な会社経営によって培われた見識を有しております。当社グループの企業価値向上に向けて、株主・投資家目線からの監督機能や助言に加え、経営陣の迅速・果敢な意思決定への貢献を期待し、社外取締役として選任しております。 同氏は、当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
-------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

四半期レビューの報告等を通じて、会計監査人と監査役や監査室との連携を確保しております。また、会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や不備・問題点を指摘した場合、代表取締役の指示により、各管掌取締役が中心となり、調査・是正を行い、監査役会は、常勤監査役が中心となり、監査室や関連部門と連携・調査・是正を行います。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤原 俊彦	他の会社の出身者													
岩崎 明	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

藤原 俊彦		上場企業における経営者、幹部として長年の経験を有し、人格、識見ともに優れており、当社の社外監査役として適任と判断しているためであります。 同氏は、当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
岩崎 明		現在も経営診断や経営戦略指導を数多く行っていることから、幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しているためであります。 同氏は、当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

### その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

### 該当項目に関する補足説明

従来の役員退職金制度を廃止するとともに、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度及び業績連動型株式報酬制度を導入しております。

なお、ストックオプション制度については、2014年3月期以降は新規付与を行っておりませんが、過去に付与いたしました新株予約権については、行使期間満了まで継続いたします。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------------------

### 該当項目に関する補足説明

第1回新株予約権の発行数は46,400個、当社取締役8名、監査役2名、従業員75名及び当社子会社取締役15名、従業員27名を対象にしており、行使期間は2014年11月18日から2022年11月17日までとしております。

第2回新株予約権の発行数は16,500個、当社取締役4名、従業員75名及び当社子会社取締役2名、従業員15名を対象にしており、行使期間は2015年3月28日から2023年3月27日までとしております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

### 該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役及び監査役報酬の支給総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬のほかに業績連動型株式報酬から構成しています。固定報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、業績、個人の貢献度等を総合的に勘案し、取締役会にて決定しております。業績連動型報酬につきましては、中長期的視野をもって、業績の向上と株式価値との連動性を株主の皆様と共有することで企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的と

し、業績達成度等に応じて当社株式を給付する制度であります。なお、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催にあたっては、事務局である関係会社管理部が招集通知を事前に送付するとともに、議案の詳細について必要に応じて社外取締役及び社外監査役に事前説明を行っております。

また、社外監査役が常時職務の執行に関わる文書その他の情報を閲覧できるとともに、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、重要な会議に出席し又は付議事項の説明を受け関係資料を閲覧するとともに、必要あるときは意見を述べることできる体制を整えております。

社外取締役と当社との連携窓口としては、取締役会事務局より担当者を指名し、支援できる体制を整えております。また、監査役の職務に関連して、補助者の要請があった場合には、適切な人員を選任いたします。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は、取締役11名(うち社外取締役2名)で構成されており、毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じ、機動的に臨時取締役会を開催し、業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。また、取締役の経営に対する責任を明確にするため、取締役の任期を1年とするとともに、迅速な意思決定と業務執行を行うため、執行役員制度を導入しております。

監査役は、監査機能の強化を図るため、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、独立性の高い社外監査役を選任し、経営の意思決定における客観性を高め、取締役会での経営監督機能の強化を図っております。

監査役会は、定期的を開催し、監査の実施と情報共有、意思疎通を図っております。また、取締役会をはじめ重要な会議に出席し意見を述べる等、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるよう努めております。

監査室は、内部監査規程に基づき、法令及び社内諸規程の遵守指導にあたりるとともに、内部監査を実施し、適法性の面からだけでなく、妥当性や効率性の改善に関する指摘・指導をしております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が現在の体制を採用している理由は、当社グループの経営上の最大の武器である迅速な意思決定と決定機関の機動性、並びに客観的・中立的な経営の監視による経営の健全性を共に堅持するためであります。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	直近の第46回定時株主総会においては、開催日(2019年6月27日)の20日前(2019年6月7日)に発送いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を導入し、株主が議決権を行使しやすい環境を整えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加し、機関投資家の議決権行使環境の向上に努めております。
招集通知(要約)の英文での提供	海外投資家等の利便の向上に資するため、株主総会招集通知の英語版を当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにて提供しております。
その他	株主の皆様当社に事業内容をより理解して頂くため、株主総会を当社本社にて開催しております。また、株主総会招集通知につきましては、発送日より前に当社ホームページへ掲載しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ( <a href="http://www.momotaro.co.jp/">http://www.momotaro.co.jp/</a> )にディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	全国主要都市の証券会社等の会場にて、個人投資家向け会社説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び本決算時発表後に説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	アジア、欧州、米国地域の機関投資家に対し、年一回以上の訪問を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにIR情報ページを設け、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書、決算情報、決算説明会資料、株主総会の招集通知、各種プレスリリースなどを掲載し、内容の充実に取り組んでおります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する担当部署は経営戦略部とし、IR担当者を選任しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の経営理念及び行動憲章等において、顧客や従業員をはじめとするステークホルダーに対し、その立場を尊重する旨を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、低公害車の導入やエコドライブの推進、モーダルシフトの拡大等による環境負荷軽減や地域社会の活性化のための支援活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ( <a href="http://www.momotaro.co.jp/">http://www.momotaro.co.jp/</a> )に掲載しております、ディスクロージャーポリシーにて定めております。



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

- (1)当社及び当社子会社の取締役並びに従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (イ)当社グループはコンプライアンス体制の基礎として、「丸和グループ行動憲章」を定めるとともに、全役員及び全従業員が準拠すべき行動の規範として「丸和グループ行動ルール」を定め周知徹底を図ります。また、コンプライアンスに関する体制を整備するため、コンプライアンス・マニュアルを制定し、取締役並びに従業員が法令及び社内諸規程を遵守した行動をとるよう定めるとともに、研修等を通じてその浸透を図ります。
  - (ロ)当社グループは、従業員が社内でコンプライアンス違反やその疑いのある行為を発見した場合に、相談・報告できる内部通報制度を構築し、必要に応じて通報内容の調査と対応を実施します。
  - (ハ)業務執行部門から独立した監査室が、当社グループの法令及び内部規程の遵守状況について内部監査を実施します。
  - (ニ)財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連する規則等の定めに従い「財務報告基本方針」を制定し、これに基づく適切な業務運営を行います。
- (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (イ)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、取締役会規程、稟議規程及び文書管理規程において、情報の保存及び管理の方法に関する事項を定め、適切に保管及び管理を行います。
  - (ロ)取締役及び監査役が常時これらの情報を閲覧できる体制を構築します。
- (3)当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (イ)当社グループは、リスク管理体制を整備するために、「リスク管理規程」を定め、効果的に運用することにより、リスクの軽減を図ります。
  - (ロ)当社グループのコンプライアンスを確実に実行するため、「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に関する体制、方針を決定するとともに、各部署のリスク管理体制を評価し、必要な改善を行います。
  - (ハ)重要な取引に関わるリスクについては、「見積・契約審査委員会」及び「投資委員会」において、リスクの把握と対策の審議を行います。
  - (ニ)業務執行部門から独立した監査室が、リスク管理体制の構築・運用状況について、内部監査を実施します。
- (4)当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (イ)取締役の職務の執行が効率的に実施されることを確保するため、取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行います。
  - (ロ)当社は、経営上の意思決定と業務執行との分離、迅速な意思決定及び権限と責任の明確化を図る観点から、執行役員制度を採用します。代表取締役社長及び一部の業務担当取締役並びに各部門の長の中から選任された者は、執行役員として業務を執行します。
  - (ハ)当社グループは、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、各部門においては年度毎に予算を立案して、その達成に向け具体策を立案・実行します。また、予算に対する実績管理を行うため、毎月1回予算と実績の差異分析及び対策を協議するための会議を開催し、各部門の経営数値の進捗把握と適正な施策を決定します。
- (5)当社子会社の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項  
子会社における経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」及び「職務権限規程」に基づき、当社への報告又は承認を必要とするほか、重要な事項については当社取締役会で承認することとします。また、株主総会及び取締役会等の記録、毎月の業績内容、その他重要な事項について当社へ報告することとします。
- (6)監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項
  - (イ)監査役の職務を補助すべき従業員の配置について、監査役から求められた場合は、監査役と協議の上、合理的な範囲内で配置します。また、同従業員の任命、異動等人事権に係わる決定は、監査役の事前の同意を条件とすることにより、取締役からの独立性を確保します。
  - (ロ)監査役の職務を補助すべき従業員は、監査役会に所属し、指揮命令系統は監査役とします。
- (7)監査役に報告する体制及び監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (イ)当社グループの役員及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実、法令違反等の不正行為、その他これに準ずる事実等を知った場合は、直ちに当社監査役に報告を行います。また、当社子会社の役員又は従業員から同様の報告を受けた者は、直ちに当社監査役に報告を行います。
  - (ロ)当社グループは、上記の報告を行った役員及び従業員に対して、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止します。
- (8)監査役がその職務の執行につき、費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求した時は、請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。
- (9)その他監査役が実効的に監査が行われることを確保するための体制
  - (イ)監査役は必要に応じて、監査室と連携及び情報交換して職務にあたります。
  - (ロ)監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、必要と認める会議に出席すると共に、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員等にその説明を求めます。
  - (ハ)監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を行い、重要な課題について意見交換を行います。
- (10)反社会的勢力排除のための体制  
当社は、「丸和グループ行動憲章」及び「丸和グループ行動ルール」を遵守し、地域社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たないことを宣言します。不当な要求に対しては、弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応します。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社で定めた「丸和グループ行動憲章」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を遵守し、地域社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

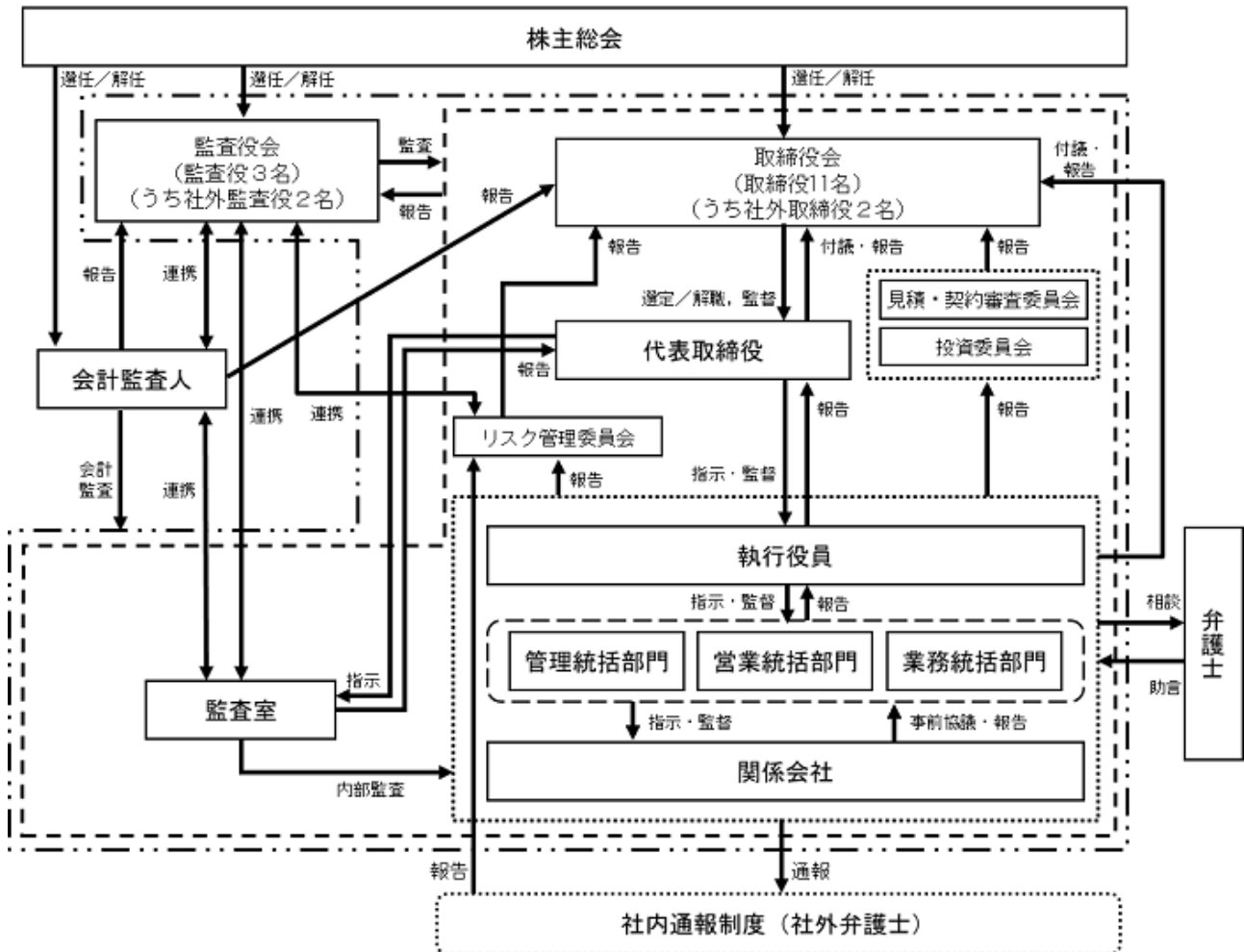
該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社では、法令や企業倫理の遵守等のコンプライアンスを経営の重要課題の一つとしております。その統制方針、体制、行動規範を定めた「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、それに基づき、各部署より選任された委員で構成されるリスク管理委員会を随時開催し、様々なコンプライアンス上の課題の検討を行っております。また、リスク情報収集の観点から、「社内通報制度規程」に基づく当社の全役員及び従業員のためのヘルプライン(通報・相談窓口)を設置し、リスクファクターの早期発見に努めております。

【模式図(参考資料)】

コーポレートガバナンス体制概念図



【適時開示体制の概要（模式図）】

